

## ○芽室町議会オンライン委員会開催要綱

(令和3年4月23日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会委員会条例（以下「条例」という。）第13条の2に規定する、オンラインを活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(オンライン委員会の開催)

第2条 条例第13条の2に規定する「委員会の開催場所への参集が困難と判断されるとき」の認定については、副委員長の見解を聞き、委員長が行うものとする。

(オンライン委員会への参加)

第3条 オンライン委員会にオンラインにより参加を希望する委員は、委員会開催日の前日（町の休日に当たるときはその前日）の正午までに、オンライン出席申請書（第1号様式）を議会事務局に提出しなければならない。ただし、電子メールにより申請を行う場合は、第1号様式に準じた必要事項を記載すれば足りるものとする。

(オンライン委員会の運営)

第4条 オンライン委員会は、最適なオンライン会議システムを使用するものとする。

2 オンラインにより委員会へ参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、あらかじめ前項のオンライン会議システムを使用するために必要なアカウントの取得等を行い、通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への参加に支障のないようにするとともに、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。

3 オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をするのが困難となったオンライン委員は、途中退席したものとみなす。

4 前項により途中退席となったオンライン委員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合は、復席したものとみなす。

5 オンライン委員会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務局が行うものとする。

(オンライン委員会における表決)

第5条 オンライン委員会においては、議件に対する表決は行わないものとする。

(委員長の権限)

第6条 委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン委員に対しても及ぶ。

2 委員長は、オンライン委員の発言の際に、通信環境の悪化等により発言を始められない、あるいは発言を続行できない状態となったときは、他の委員に発言を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて発言を行わせるなど適宜対処する。

(委員会の中継及び録画)

第7条 オンライン委員会の中継及び録画は、適宜、委員会室等に設置の議会議中継システムまたはオンライン会議システムを使用するとともに、映像と音声でオンライン委員及び委員会室等に参集する委員の参加が確認できるよう行うものとする。

(オンライン委員会の傍聴と公開)

第8条 オンライン委員会（委員会室等との混在型を含む）に際しては、次の各号に配慮した傍聴環境を整えるものとする。

(1) 委員会室等における傍聴

(2) 委員会中継（録画中継を含む）における傍聴

(準用規定)

第9条 オンライン委員会の開催に関し、この要綱に定めのない事項については、芽室町議会の会議運営に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

オンライン出席申請書

年 月 日

芽室町議会  
委員長

委員会  
様

芽室町議会  
(委員氏名)

委員会

下記委員会について、芽室町議会委員会条例第13条の2第2項の規定に基づくオンラインによる出席を希望します。

記

1. 委員会 第 回 委員会

2. 開催日時 年 月 日 時 分

委員会開催日の前日（町の休日に当たるときはその前日）の正午までに議会事務局へ提出すること

## ○芽室町議会オンライン全員協議会開催要綱

(令和3年9月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会会議条例等運用規則（平成25年4月1日議会規則第1号。以下「規則」という。）第33条の2に規定する、オンラインを活用した全員協議会（以下「オンライン全員協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(オンライン全員協議会の開催)

第2条 規則第33条の2に規定する「全員協議会の開催場所への参集が困難と判断されるとき」の認定については、副議長の意見を聞き、議長が行うものとする。

(オンライン全員協議会への参加)

第3条 オンライン全員協議会にオンラインにより参加を希望する議員は、全員協議会開催日の前日（町の休日に当たるときはその前日）の正午までに、オンライン出席申請書（第1号様式）を議会事務局に提出しなければならない。ただし、電子メールにより申請を行う場合は、第1号様式に準じた必要事項を記載すれば足りるものとする。

(オンライン全員協議会の運営)

第4条 オンライン全員協議会は、最適なオンライン会議システムを使用するものとする。

2 オンラインにより全員協議会へ参加する議員（以下「オンライン議員」という。）は、あらかじめ前項のオンライン会議システムを使用するために必要なアカウントの取得等を行い、通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により全員協議会への参加に支障のないようにするとともに、全員協議会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。

3 オンライン全員協議会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが困難となったオンライン議員は、途中退席したものとみなす。

4 前項により途中退席となったオンライン議員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をす

ることが可能となった場合は、復席したものとみなす。

5 オンライン全員協議会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務局が行うものとする。

(議長の権限)

第5条 議長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン議員に対しても及ぶ。

2 議長は、オンライン議員の発言の際に、通信環境の悪化等により発言を始められない、あるいは発言を続行できない状態となったときは、他の議員に発言を行わせることとし、その後、オンライン議員の通信環境が改善されたときは、オンライン議員に改めて発言を行わせるなど適宜対処する。

(全員協議会の中継及び録画)

第6条 オンライン全員協議会の中継及び録画は、適宜、委員会室等に設置の議会中継システム又はオンライン会議システムを使用するとともに、映像と音声でオンライン議員及び委員会室等に参集する議員の参加が確認できるよう行うものとする。

(オンライン全員協議会の傍聴と公開)

第7条 オンライン全員協議会(委員会室等との混在型を含む。)に際しては、次の各号に配慮した傍聴環境を整えるものとする。

(1) 委員会室等における傍聴

(2) 委員会中継(録画中継を含む。)における傍聴

(準用規定)

第8条 オンライン全員協議会の開催に関し、この要綱に定めのない事項については、芽室町議会の会議運営に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

オンライン出席申請書

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員  
(議員氏名)

下記全員協議会について、芽室町議会会議条例等運用規則第33条の2第2項の規定に基づくオンラインによる出席を希望します。

記

1. 全員協議会 第 回

2. 開催日時 年 月 日 時 分

※ 全員協議会開催日の前日（町の休日に当たるときはその前日）の正午までに議会事務局へ提出すること。